

宇治市監査委員公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和元年 11 月 21 日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日  
令和元年9月18日（宇治市監査委員公表第12号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 建設部建設総務課

監査期間 令和元年5月10日 ～ 令和元年6月28日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	<p>（1）道路占用料収入状況について 平成28年度の前回定期監査等において、道路占用料及び水路使用料が納期限までに納入されないことがあると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。速やかに改善を図られるよう強く求める。</p>	<p>占用料が納期限までに納付されていないことにつきましては、納期限までに納付がなされていない占用者に対し、電話や訪問による納付依頼の実施、また、督促状を送付するなど、納期限内に納付されるよう事務の改善を行いました。</p>
2	<p>（2）境界明示等手数料収入状況について 前回定期監査において、手数料の指定金融機関への払込みの時期に遅れが見受けられると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう強く求める。</p>	<p>課に直接支払いを受けた手数料収入に関して、指定金融機関へ払込む時期が遅れないよう、課内で伝票及び入金状況につきましては、日常の業務スケジュールに組み込んだ上で、確認することとし、適正な事務が行えるように見直しました。</p>